議案第３８号

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和　８　年１０月２３日

提出者　調布市教育委員会
教育長　栗　原　　健

提案理由

施設予約システムの更改に伴い、登録カードを廃止するとともに手続に係る規定を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものです。

調布市教育委員会規則第　号

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則（平成２０年４月２５日教育委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「使用登録」を「使用登録等」に改め、同条第１項中「使用団体登録申請書（第１号様式）により、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請し」を「調布市教育会館会議室使用団体登録申請書（第１号様式）又は調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める方法により、委員会に提出し、その登録を受け」に改め、同条第２項中「当該申請をしたものに使用団体登録カード（第２号様式。以下「登録カード」という。）を交付」を「登録の可否を決定し、別に定める方法により当該申請をした団体に通知するものと」に改め、同条第３項中「登録カード」を「第１項に規定にする登録」に、「発行」を「委員会が前項の規定により決定」に改め、同項に次の但し書を加える。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

第２条第４項中「第２項の規定により登録カードの交付を受けたもの」を「第１項の規定により登録を受けた団体」に改め、「登録カードを添えて」を削り、同条第５項を次のように改める。

５　登録団体は、第１項の規定による申請の内容に変更があったとき、登録団体が解散したとき又は登録団体としての活動をしなくなったときは、調布市教育会館会議室使用団体（内容変更・取消）届出書（第２号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

第３条から第６条までを次のように改める。

（抽せん申込み）

第３条　市内登録団体（市内に住所を有し、若しくは勤務する者又は市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者の占める割合が構成員のうち５０パーセント以上の登録団体をいう。以下同じ。）は、会議室を使用するときは、あらかじめ使用したい日及び時間（以下「使用希望日時」という。）の申込みを行うことができる。

２　委員会は、前項の規定により申込のあったものについて、抽せんにより使用予定者を決定するものとする。

３　前項の規定による使用予定者の決定について、使用希望日等の申込みを行ったものは、委員会が別に定める方法によりその結果を確認することができる。

４　前３項に規定するもののほか、抽せん申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。

（抽せん後の申込み）

第４条　登録団体は、前条第２項の規定による抽せん後、申込みのなかった施設について、使用希望日等の申込みを行うことができる。

２　委員会は、前項の規定により申込みのあったものについて、申込順により使用予定者を決定するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、抽せん後の申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。

（使用予定の取消し）

第５条　使用予定者で会議室を使用しないものは、その使用予定日の前日までに委員会が別に定める使用取消しの手続きをとらなければならない。

（使用申請）

第６条　登録団体は、会議室を使用するときは、あらかじめ使用予定者として決定を受け、及び調布市教育会館会議室使用申請書（第３号様式）又は委員会が別に定める方法により申請しなければならない。

２　会議室を使用しようとするものは、使用前に会議室使用券の購入を申し込まなければならない。この場合において、当該申込みは、会議室の使用申請とみなす。

第６条の次に次の１条を加える。

（使用の承認）

第６条の２　委員会は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認したときにあっては、調布市教育会館会議室使用承認書兼領収書（第４号様式の１）により、使用を不承認としたときにあっては調布市教育会館会議室使用不承認通知書（第４号様式の２）により、当該申請を行った登録団体に対して通知するものとする。

第７条第２項中「第４号様式」を「第５号様式」に改め、同条第３項中「第５号様式」を「第６号様式」に改める。

第８条を次のように改める。

第８条　削除

第９条中「第６号様式」を「第７号様式」に改める。

第１０条第２項中「第７号様式」を「第８号様式」に改め、同条第３項中「第８号様式」を「第９号様式」に改める。

第１２条第３号中「前２号に掲げるもののほか」を削り、同条に次の３号を加える。

(4)　私人又は営利を目的とする団体の営業若しくは宣伝のために使用するとき。

(5)　営利を目的として入場料等を徴収するとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当と認めたとき。

第１号様式中の申請者の欄に「メールアドレス」を追加し、

「

No.

パスワード

」を

「

No.

パスワード

」に

改める。

第２号様式及び第３号様式を次のように改める。

第８号様式を第９号様式とし、第４号様式から第７号様式までを１様式ずつ繰り下げ、第３号様式の次に次の２様式を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の調布市教育会館条例施行規則の規定（第２条の規定を除く。）は、令和９年２月１日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3　この規則による改正前の調布市教育会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第２条の規定により交付された登録カードのうち、その有効期間が令和８年１１月１日以後であるものについては、同条第３項の規定にかかわらず、同日限り、その効力を失う。

4　改正前の規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　あて

申請者　住所

ふりがな
氏名

電話　　（　　）

メールアドレス

調布市教育会館会議室使用団体登録申請書

調布市教育会館条例施行規則第２条第１項の規定により、下記のとおり使用団体の登録を申請します。

記

No.

パスワード

登録する団体	団　体　名	
	フ リ ガ ナ	
	代表者氏名	
	電話番号	
	会社名又は学校名 （在勤，在学の方のみ）	

（団体の構成員）

氏　　名	住　　所	電話番号	会社名又は学校名 （在勤，在学の方のみ）

※　市内在勤又は在学の方は、住所の欄に、会社又は学校の所在地を記入してください。

第２号様式（第２条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　あて

申請者　住所

ふりがな
氏名

電話　　（　　）

メールアドレス

調布市教育会館会議室使用団体（内容変更・取消）届出書

調布市教育会館条例施行規則第２条第４項の規定により、下記のとおり使用団体の登録について、内容変更・取消　いたします。

記

No.

パスワード

登録する団体		
	団　体　名	
	フ リ ガ ナ	
	代表者氏名	
	電話番号	
	会社名又は学校名 （在勤、在学の方のみ）	

（団体の構成員）

氏　　名	住　　所	電話番号	会社名又は学校名 （在勤、在学の方のみ）

※　市内在勤又は在学の方は、住所の欄に、会社又は学校の所在地を記入してください。

第３号様式（第３条関係）

調布市教育会館会議室使用申請書

申請番号		年　月　日
調布市教育委員会　宛		
申請者	住所	
	氏名又は団体の名称	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	住所	
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	
使用内容		

調布市教育会館会議室の使用を、次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	使用目的 人数	利用料金
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円

調布市教育会館会議室使用許可書兼領収書

登　　録　　番　　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者氏名又は団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

電　　話　　番　　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用料金

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

次の施設の使用を許可し、上記金額を領収いたしました。

施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種目 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日 　　年　　月　　日

使用時間 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

領　収　印

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

文　書　番　号
年　　月　　日

団体名
代表者　　様

調布市教育委員会　　㊞

調布市教育会館会議室使用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった調布市教育会館会議室使用について、下記の理由により不承認としたので、調布市教育会館条例施行規則第６条の２の規定により通知します。

記

理由

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　あて

申請者　住　所

氏　名

電　話

調布市教育会館会議室使用料減額団体申請書

調布市教育会館条例施行規則第７条第１項（第２号・第３号）の規定により、下記のとおり使用料減額団体の申請をします。

記

フリガナ		
団　体　名		
代表者	フリガナ	
	氏　名	
	住　所	
	電　話	

添付書類

調布市教育会館条例施行規則第７条第１項第２号に規定する調布市社会教育関係団体が申請するときは、調布市社会教育関係団体登録証の写し

第６号様式（第７条関係）

年　　月　　日

様

調布市教育委員会　㊞

調布市教育会館会議室使用料減額団体（承認・不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のありました、会議室使用料減額団体については、下記のとおり（承認・不承認）とします。

記

団体名	
代表者 氏名	
決定 内容	１　減額する 減額内容　使用料の 100 分の 50 に相当する額 減額期間　　年　月　日から　年　月　日まで ２　減額しない 理由

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第７号様式（第９条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

様

調布市教育委員会　㊞

調布市教育会館会議室使用承認取消等通知書

年　　月　　日付けの会議室使用承認について、下記の理由のとおり（取消し・制限・停止）します。

記

１　使用承認の内容
（１）　使用日時
（２）　施設名

２　理由

３　使用料の還付
□有り　金額　　円　　□無し

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第８号様式（第10条関係）

年　　月　　日

調布市教育委員会　あて

団体名

申請者　住　所

氏　名

電　話

調布市教育会館会議室使用承認取消申請書

年　　月　　日付けの使用承認を受けた下記施設について、下記のとおり使用承認の取消しを申請します。

記

１　使用承認を受けた施設

（１）　使用日時

（２）　施設名

（３）　使用料の還付

□有り　還付金額　　円　　□無し

第９号様式（第10条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

様

調布市教育委員会　㊞

調布市教育会館会議室使用承認取消承認書

年　　月　　日付けの会議室使用承認取消申請について、下記のとおり承認します。

記

１　取消承認を受けた施設

（１）　使用日時

（２）　使用料の還付

（３）　使用料の還付

□有り　還付金額　　円　　□無し

調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市教育会館条例施行規則 平成20年４月25日教育委員会規則第10号 （趣旨） 第１条　この規則は、調布市教育会館条例（平成20年調布市条例第５号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （使用登録等） 第２条　条例第２条第２項に規定する会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ、調布市教育会館会議室使用団体登録申請書（第１号様式）又は調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める方法により、委員会に提出し、その登録を受けなければならない。 ２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定し、別に定める方法により当該申請をした団体に通知するものとする。 ３　第１項に規定する登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、委員会が前項の規定により決定した日から３年を経過した日の属する月の末日までとする。ただし、調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第４号）に基づき委員会から社会教育関係団体として認定を受けた団体（以下「社会教育関係団体」という。）にあっては、同規則第６条に規定する登録証の有効期間を登録期間とする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。 ４　第１項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録期間後もなお登録を継続しようとするときは、当該登録期間が満了する日の２月前から使用団体登録申請書（第１号様式）を委員会に提出し、更新の手続をとることができる。 ５　登録団体は、第１項の規定による申請の内容に変更があったとき、登録	○調布市教育会館条例施行規則 平成20年４月25日教育委員会規則第10号 （趣旨） 第１条　この規則は、調布市教育会館条例（平成20年調布市条例第５号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （使用登録） 第２条　条例第２条第２項に規定する会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ、使用団体登録申請書（第１号様式）により、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。 ２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をしたものに使用団体登録カード（第２号様式。以下「登録カード」という。）を交付する。 ３　登録カードの有効期間（以下「登録期間」という。）は、発行した日から３年を経過した日の属する月の末日までとする。ただし、調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成14年調布市教育委員会規則第４号）に基づき委員会から社会教育関係団体として認定を受けた団体（以下「社会教育関係団体」という。）にあっては、同規則第６条に規定する登録証の有効期間を登録期間とする。 ４　第２項の規定により登録カードの交付を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、登録期間後もなお登録を継続しようとするときは、当該登録期間が満了する日の２月前から登録カードを添えて使用団体登録申請書（第１号様式）を委員会に提出し、更新の手続をとることができる。 ５　登録団体は、住所若しくは氏名に変更があったとき、当該登録団体が解

改正後	改正前
団体が解散したとき又は登録団体としての活動をしなくなったときは、調布市教育会館会議室使用団体（内容変更・取消）届出書（第２号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。	散したとき、登録団体としての活動をしなくなったとき、又は構成員に変更があったときは、遅滞なく、委員会に届け出るとともに、登録期間（第４項の規定により更新された後の登録期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき、又は当該登録団体が解散したとき、若しくは登録団体としての活動をしなくなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。
（抽せん申込み） 第３条　市内登録団体（市内に住所を有し、若しくは勤務する者又は市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者の占める割合が構成員のうち50パーセント以上の登録団体をいう。以下同じ。）は、会議室を使用するときは、あらかじめ使用したい日及び時間（以下「使用希望日時」という。）の申込みを行うことができる。	（使用申請） 第３条　条例第９条第２項の規定により、会議室を使用しようとする登録団体は、次の各号に掲げる登録団体の区分に従い、当該各号に定める期日から使用しようとする日まで（調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に電話回線又は電子計算機を用いた通信回線を利用したコンピューターシステム（以下「コンピューターシステム」という。）による方法により委員会に申請しなければならない。 （１）　条例別表に定める区分が市内の登録団体　使用しようとする日の属する月の２月前の１日 （２）　条例別表に定める区分が市外の登録団体　使用しようとする日の属する月の１月前の１日
２　委員会は、前項の規定により申込のあったものについて、抽せんにより使用予定者を決定するものとする。 ３　前項の規定による使用予定者の決定について、使用希望日等の申込みを行ったものは、委員会が別に定める方法によりその結果を確認することができる。 ４　前３項に規定するもののほか、抽せん申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。	
（抽せん後の申込み） 第４条　登録団体は、前条第２項の規定による抽せん後、申込みのなかった施設について、使用希望日等の申込みを行うことができる。 ２　委員会は、前項の規定により申込みのあったものについて、申込順により使用予定者を決定するものとする。 ３　前２項に規定するもののほか、抽せん後の申込みについて必要な事項は、委員会が別に定める。	（使用日等の指定等） 第４条　会議室の使用日及び条例別表に定める使用時間の指定は、コンピューターシステムによる抽せん又は使用日等の指定による。

改正後	改正前
（使用予定の取消し） 第５条　使用予定者で会議室を使用しないものは、その使用予定日の前日までに委員会が別に定める使用取消しの手続きをとらなければならない。	（使用確認等） 第５条　除外期間前に第３条の規定による申請を行った登録団体は、教育長が指定する期間内に使用の可否を照会し、使用するか否かを確認するものとする。 ２　除外期間後に第３条の申請を行った登録団体は、申請を行ったときに前項の確認を行うものとする。 ３　委員会は、前２項の規定により使用することの確認を行った登録団体を会議室の使用の予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。 ４　使用予定者で会議室を使用しないものは、その使用予定日の１日前までに教育長が定める使用取消しの手続をとらなければならない。 ５　使用予定者に係る条例第９条の規定の適用については、使用することの確認を行ったことにより使用の承認を受けたものとみなしてそれぞれの規定を適用する。
（使用申請） 第６条　登録団体は、会議室を使用するときは、あらかじめ使用予定者として決定を受け、及び調布市教育会館会議室使用申請書（第３号様式）又は委員会が別に定める方法により申請しなければならない。 ２　会議室を使用しようとするものは、使用前に会議室使用券の購入を申し込まなければならない。この場合において、当該申込みは、会議室の使用申請とみなす。	（登録カード等の提示等） 第６条　使用予定者は、会議室を使用するときは、委員会から使用承認書兼領収書（第３号様式）の交付を受けるとともに、登録カード及び当該使用承認書兼領収書を係員に提示しなければならない。
（使用の承認） 第６条の２　委員会は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認したときにあっては、調布市教育会館会議室使用承認書兼領収書（第４号様式の１）により、使用を不承認としたときにあっては調布市教育会館会議室使用不承認通知書（第４号様式の２）により、当該申請を行った登録団体に対して通知するものとする。	
（使用料の減額又は免除）	（使用料の減額又は免除）

改正後	改正前
第７条　条例第12条に規定する会議室の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。 （１）　委員会又は市が主催し、共催事業として使用するとき　免除 （２）　社会教育関係団体がその目的のために使用するとき　使用料の額の100分の50に相当する額 （３）　前２号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき　使用料の額の100分の50に相当する額 ２　前項第２号及び第３号に掲げる団体が使用料の減額を受けようとするときは、教育会館会議室使用料減額団体申請書（第５号様式）により、申請しなければならない。 ３　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに教育会館会議室使用料減額団体（承認・不承認）決定通知書（第６号様式）により、当該申請をしたものに通知する。 ４　使用料の減額の承認を受けたものの当該減額の承認期間は、前項の規定により減額の承認を決定した日から登録期間が満了する日までとし、登録期間を更新した際に引き続き使用料の減額団体の承認を受けようとする場合は、第２項に規定する手続を経なければならない。	第７条　条例第12条に規定する会議室の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。 （１）　委員会又は市が主催し、共催事業として使用するとき　免除 （２）　社会教育関係団体がその目的のために使用するとき　使用料の額の100分の50に相当する額 （３）　前２号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき　使用料の額の100分の50に相当する額 ２　前項第２号及び第３号に掲げる団体が使用料の減額を受けようとするときは、教育会館会議室使用料減額団体申請書（第４号様式）により、申請しなければならない。 ３　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに教育会館会議室使用料減額団体（承認・不承認）決定通知書（第５号様式）により、当該申請をしたものに通知する。 ４　使用料の減額の承認を受けたものの当該減額の承認期間は、前項の規定により減額の承認を決定した日から登録期間が満了する日までとし、登録期間を更新した際に引き続き使用料の減額団体の承認を受けようとする場合は、第２項に規定する手続を経なければならない。
第８条　削除	（使用申請の効力停止） 第８条　委員会は、使用予定者が会議室の使用に際して次の各号に掲げる行為を認めたときは、当該各号に定める期間、当該使用予定者の使用申請の効力を停止することができる。ただし、委員会が特に認めたときは、その期間を短縮し、又は効力を停止しないことができる。 （１）　使用予定者が第５条第４項の規定による手続をとらずに当該使用予定者の第４条の規定による使用時間の開始時刻を経過したとき　当該使用予定日の属する月の翌月の１日から３月 （２）　使用予定者が第５条第４項の規定による手続期限後から当該使用予定者の第４条の規定による使用時間の開始時刻までの間に同項の規定による手続をとったとき　当該使用予定日の属する月の翌月の１日から１

改正後	改正前
（取消し等の通知） 第９条　委員会は、条例第16条の規定により使用の承認を取り消し、又は制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用承認取消等通知書（第７号様式）により使用予定者に通知するものとする。 （使用料の還付） 第10条　条例第13条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げるところによる。 （１）　条例第16条第３号の規定に該当する場合　既納の使用料の全額 （２）　条例第16条第４号の規定に該当する場合　既納の使用料の全額 （３）　使用者が使用を開始する７日前（同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日）までに使用の取消しを申し出た場合　既納の使用料の全額 （４）　使用者が使用を開始する２日前（同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日）までに使用の取消しを申し出た場合　既納の使用料の100分の50に相当する額 ２　前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用承認取消申請書（第８号様式）に、既に交付されている使用承認書兼領収書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 ３　委員会は、前項の申請を承認したときは、使用承認取消承認書（第９号様式）を当該申請をした者に交付する。 （附帯設備の使用料） 第11条　条例別表に規定する規則で定める額は、別表に定めるところによる。 （入場の制限） 第12条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。 （１）　火薬類その他危険物を所持する者 （２）　他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者	月 （取消し等の通知） 第９条　委員会は、条例第16条の規定により使用の承認を取り消し、又は制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用承認取消等通知書（第６号様式）により使用予定者に通知するものとする。 （使用料の還付） 第10条　条例第13条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げるところによる。 （１）　条例第16条第３号の規定に該当する場合　既納の使用料の全額 （２）　条例第16条第４号の規定に該当する場合　既納の使用料の全額 （３）　使用者が使用を開始する７日前（同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日）までに使用の取消しを申し出た場合　既納の使用料の全額 （４）　使用者が使用を開始する２日前（同日が教育会館会議室の休業日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休業日でない日）までに使用の取消しを申し出た場合　既納の使用料の100分の50に相当する額 ２　前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用承認取消申請書（第７号様式）に、既に交付されている使用承認書兼領収書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 ３　委員会は、前項の申請を承認したときは、使用承認取消承認書（第８号様式）を当該申請をした者に交付する。 （附帯設備の使用料） 第11条　条例別表に規定する規則で定める額は、別表に定めるところによる。 （入場の制限） 第12条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。 （１）　火薬類その他危険物を所持する者 （２）　他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者

改正後	改正前
（３）　管理上支障があると認められる者 （４）　私人又は営利を目的とする団体の営業若しくは宣伝のために使用するとき。 （５）　営利を目的として入場料等を徴収するとき。 （６）　前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当と認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者
（利用者等の義務） 第13条　条例第９条に規定する教育センター等を利用する者及び会議室を使用するものは、すべて係員の指示に従って次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　係員の立入を認容すること。 （２）　広告類の掲示について、係員の承認を受けること。 （３）　入場人員は、適正収容人員を標準とすること。 （４）　施設及び附帯設備の管理を適正に行うこと。 （５）　火災予防及び事故防止に万全を期すること。 （６）　環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。 （７）　近隣住民等の迷惑となるような行為 （８）　前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。	（利用者等の義務） 第13条　条例第９条に規定する教育センター等を利用する者及び会議室を使用するものは、すべて係員の指示に従って次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （１）　係員の立入を認容すること。 （２）　広告類の掲示について、係員の承認を受けること。 （３）　入場人員は、適正収容人員を標準とすること。 （４）　施設及び附帯設備の管理を適正に行うこと。 （５）　火災予防及び事故防止に万全を期すること。 （６）　環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。 （７）　近隣住民等の迷惑となるような行為 （８）　前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。
（委任） 第14条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。	（委任） 第14条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
別表（第11条関係） 区分 附帯設備名 / 単位 / 金額（円） / 備考 音響セット / １式 / 500 / モニター / １台 / 200 / 65インチ レクチャーテーブル / １台 / 100 /	別表（第11条関係） 区分 附帯設備名 / 単位 / 金額（円） / 備考 音響セット / １式 / 500 / モニター / １台 / 200 / 65インチ レクチャーテーブル / １台 / 100 /
様式 第１号様式（第２条関係） 第２号様式（第２条関係）	様式 第１号様式（第２条関係） 第２号様式（第２条関係）

改正後	改正前
第３号様式（第６条関係）	第３号様式（第６条関係）
第４号様式の１（第６条関係）	第４号様式（第７条関係）
第４号様式の２（第６条関係）	
第５号様式（第７条関係）	第５号様式（第７条関係）
第６号様式（第７条関係）	第６号様式（第９条関係）
第７号様式（第９条関係）	第７号様式（第10条関係）
第８号様式（第10条関係）	第８号様式（第10条関係）
第９号様式（第10条関係）	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の調布市教育会館条例施行規則の規定（第２条の規定を除く。）は、令和９年２月１日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

３　この規則による改正前の調布市教育会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第２条の規定により交付された登録カードのうち、その有効期間が令和８年11月１日以後であるものについては、同条第３項の規定にかかわらず、同日限り、その効力を失う。

４　改正前の規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。